委員会規則第3条第1項に基づく届出書

令和6年1月5日

1. 執行機関の別	1:都道府県知事・市区町村等	•
	○ 知事	◉ 市区町村長等
2. 都道府県名	埼玉県	
3. 市区町村名	上尾市	
4. 届出番号	2	
5. 独自利用事務の事例番 号	57-1	
6. 独自利用事務の対象者	ひとり親家庭等医療費の支給対象者及び扶養義務者	
7. 番号法第9条第2項の条例に規定した日	平成28年6月29日	
8. 保護評価の実施の有無	1. 有	•
9. 評価書番号	24	
10. 保護評価書の名称	ひとり親家庭等医療費に関する事務 基礎項目評価書	
11. 保護評価書のURLリンク	Inttps://www.ppc.go.jp/mynumber/evaluationSearch/!search-I&nj_no-&kk_name = %E4%B8%8A%E5%B0%BE%E5%B8%82&ev_name=%E3%81%B2%E3%81%A8%E3%82%8A	
12. 委任関係		

執行機関名 上尾市長

ひとり親等の医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で 定めるもの	上尾市ひとり親家庭等医療費支給条例(平成4年上尾市条例第28号)によるひとり 親家庭等医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	37	
③番号法別表第2の項	57	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び① の該当部分		上尾市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第1 第2の項 上尾市ひとり親家庭等医療費支給条例(平成4年上尾市条例第28号)によるひとり 親家庭等医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規 定されている箇所	児童扶養手当法(昭和三十六年法律第二百三十八号)第1条	上尾市ひとり親家庭等医療費支給条例(平成4年上尾市条例第28号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	この法律は、(父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭)の(生活の安定と自立の促進)に寄与するため、当該児童について児童扶養手当を支給し、もつて児童の(福祉の増進)を図ることを目的とする。	この条例は、(ひとり親家庭等)に対し、医療費の一部を支給することにより、ひとり 親家庭等の(生活の安定と自立を支援)し、もつてひとり親家庭等の(福祉の増進) を図ることを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		上尾市ひとり親家庭等医療費支給条例 上尾市ひとり親家庭等医療費支給条例施行規則